

令和4年第4回柳津町議会定例会会議録

第3日 令和4年12月9日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 磯目泰彦	6番 松村亮	9番 鈴木吉信
2番 新井田順一	7番 伊藤昭一	10番 田崎信二
3番 伊藤純	8番 荒明正一	11番 齋藤正志
5番 岩淵清幸		

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町長 小林功	建設課長 横井伸也
副町長 矢部良一	みらい創生課長 天野美穂
総務課長 菊地淳一	保育所長 佐藤清子
出納室長 天野一保	教育長 神田順一
町民課長 杉原満	教育課長 新井田理恵
地域振興課長 鈴木秀文	公民館長 田崎治

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 橋本千恵 主査 鈴木勝久

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1	議案第74号	専決処分の承認を求めることについて（専決第14号令和4年度柳津町一般会計補正予算）
日程第2	議案第75号	専決処分の承認を求めることについて（専決第15号令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算）
日程第3	議案第76号	柳津町結婚祝金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 4 議案第 77号 指定金融機関の変更について
- 日程第 5 議案第 78号 令和4年度柳津町一般会計補正予算
- 日程第 6 議案第 79号 令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 7 議案第 80号 令和4年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 8 議案第 81号 令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第 82号 令和4年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算
- 日程第 10 議案第 83号 令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 11 議案第 84号 令和4年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 12 議案第 85号 令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算
- 日程第 13 議案第 86号 令和4年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 14 議員提出議案第5号 新設されるデジタル交付金及びマイナンバーカードの  
より良い活用に向けた見直しを求める意見書の提出に  
ついて
- 追加日程第 1 議案第 87号 柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 2 議案第 88号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 追加日程第 3 議案第 89号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 4 議案第 90号 令和4年度柳津町一般会計補正予算
- 追加日程第 5 議案第 91号 令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 追加日程第 6 議案第 92号 令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
- 追加日程第 7 議案第 93号 令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 追加日程第 8 議案第 94号 工事請負契約の変更について

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第1、議案第74号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

議案第74号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和4年度一般会計補正予算について専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第74号専決処分の承認を求めることにつきまして補足してご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

専決第14号令和4年度柳津町一般会計補正予算であります。

今回の専決予算につきましては、国民の電気、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、国が住民税非課税世帯などに対して1世帯当たり5万円を支給する方針を決定したところでございます。緊急性も高かったことから、10月21日付で専決させていただいたものが主な内容となっております。

それでは、歳入歳出予算の補正となります。

第1条では、歳入歳出それぞれ2,928万9,000円を追加し、それぞれ43億5,639万3,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金で2,928万9,000円の増であります。こちらが電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る国からの補助金となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で2,928万9,000円でございます。こちらが、先ほど歳入で申し上げた電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業に係る分でございます。3節の職員手当から12節の委託料までについては、事務費分でございます。扶助費としまして2,765万円でございますが、こちら1世帯当たり5万円を支給するものでございます。

次に、農林水産業費、農業費、農村総合整備費で29万7,000円の増であります。こちらは簡易排水事業特別会計への繰出金となっております。

次に、商工費、商工費、観光費で311万5,000円の増であります。委託料であります。会津柳津駅の駅舎敷地用地の測量業務委託料の増額分でございます。

次のページ、予備費に行きまして、341万2,000円を減額するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第74号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。



○議長

日程第2、議案第75号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第75号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算について専決処分をしたもの  
あります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願い  
いたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第75号専決処分の承認を求めることにつきまして補足してご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

専決第15号令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算であります。

こちらは、麻生地区の排水浄化センターにおきまして緊急の修繕が必要であったことから  
専決をさせていただいたものでございます。

歳入歳出予算の補正となります。

第1条であります。歳入歳出それぞれ29万7,000円を追加し、それぞれ542万8,000円と  
するものでございます。

16ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で29万7,000円の増であります。一般会計からの繰入  
金となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、施設管理費で29万7,000円の増であります。需用費の修繕費ということで、こちらが麻生地区排水浄化センターの修繕に係る経費でございます。

以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第75号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第3、議案第76号「柳津町結婚祝金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第76号「柳津町結婚祝金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、定住促進と少子化対策のため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、議案第76号柳津町結婚祝金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について補足してご説明申し上げます。

19ページをお開きください。

柳津町結婚祝金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、事業の目的といたしまして、町の後継者対策の1つとして結婚者に結婚祝金を支給し、人口の増加と活力ある町の担い手を育成し、もって住民の福祉の向上及び町の活性化に寄与することを目的とされています。定住促進と少子化対策のため、祝金の支給額及び本条例施行規則で定めている支給要件につきまして、本条例上、整理するため改正するものであります。

第2条につきましては、結婚者一組の祝金の額について定めているものであります。今回、現行の「5万円」の祝金を「10万円」に改正するものであります。

次に、第3条につきましては、結婚祝金の支給要件について定めているものであります。第1号では、柳津町結婚祝金の支給等に関する条例施行規則で支給要件につきまして同様に定めております。また、本条例同条第2号におきまして、前項のほか、規則で定める要件に該当することと定めております。つきましては、「引き続き1年以上」及び「有し、夫と妻の双方の住所を本町に」の文言につきまして、現行の規則の中でうたっておりますので、同文言を削除し整理するものでございます。

附則としまして、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第76号「柳津町結婚祝金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第4、議案第77号「指定金融機関の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第77号「指定金融機関の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、現在の指定金融機関との契約が来年3月31日で終了するのに伴い、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、出納室長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

出納室長。

○出納室長（登壇）

それでは、議案第77号指定金融機関の変更について補足して説明を申し上げます。

20ページをお開き願います。

地方自治法施行令第168条第2項の規定により、柳津町の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるための指定金融機関を下記のとおり変更するというものでございます。

現在、会津信用金庫を指定金融機関として指定しておりますが、令和5年3月31日で2年間の契約期間が満了することに伴いまして、後任として1、指定金融機関の名称 会津よつば農業協同組合を令和5年4月1日から指定したく、提案するものであります。

なお、契約期間につきましては、従前の例によりまして2年間の契約と考えております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。



(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第77号「指定金融機関の変更について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第5、議案第78号「令和4年度柳津町一般会計補正予算」

日程第6、議案第79号「令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第7、議案第80号「令和4年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第8、議案第81号「令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

日程第9、議案第82号「令和4年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」

日程第10、議案第83号「令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第11、議案第84号「令和4年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

日程第12、議案第85号「令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」

日程第13、議案第86号「令和4年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第78号「令和4年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第79号「令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定の歳入歳出予算の減額補正並びに施設勘定の歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第80号「令和4年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第81号「令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第82号「令和4年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第83号「令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第84号「令和4年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第85号「令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第86号「令和4年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第78号令和4年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ2,560万7,000円を追加し、それぞれ43億8,200万円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。

まず、橋梁修繕事業、辺地対策事業債でございますが、額の確定によりまして800万円から440万円減額しまして360万円とするものでございます。

次に、町道竜蔵庵上村線整備事業、過疎対策事業債であります。実績見込みによりまして6,390万円から400万円減額しまして5,990万円とするものでございます。

次に、橋梁修繕事業の過疎対策事業債であります。こちらも額確定によりまして500万円から130万円減額し、370万円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入になります。

分担金及び負担金、分担金、災害復旧費分担金で35万7,000円の増でございます。こちらは、8月に発生しました豪雨によりまして農地災の受益者分担金となっております。

次に、負担金の教育費負担金で56万5,000円の増でございます。こちらは、給食センターの電気料金の値上げ等に伴いまして、三島町からの負担金の増額分となっております。

次に、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金で1万3,000円の増であります。こちらは令和3年度の児童手当負担金の実績に伴う増となっております。

次に、災害復旧費国庫負担金、249万8,000円の増であります。こちらは四ツ谷地内の災害復旧に要する費用に対する負担金の増でございます。

次のページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金で2,368万4,000円の増であります。まず、総

務管理費補助金で2,276万1,000円の増につきましては、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金としまして交付されるものでございます。次に、戸籍住民基本台帳費補助金、92万3,000円の増であります。マイナンバーカードの申請受付業務委託に要する経費に対する補助金となっております。

次に、民生費国庫補助金、1,206万5,000円の減でございます。まず、社会福祉費補助金で1,215万2,000円の減であります。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金の実績見込みによる減でございます。生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で8万7,000円の増であります。こちらは成年後見制度利用促進体制整備に対する補助金の増となっております。

次に、農林水産業費国庫補助金で6万1,000円の減でございます。こちらは、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業の補助金でございますが、9月補正で国庫のほうで取りましたが、歳入科目の誤りということで県費のほうにその分、変更しております。

次に、県支出金、県負担金、民生費県負担金で3,000円の増であります。令和3年度の児童手当負担金の実績に伴う増となっております。

次のページに行きまして、県補助金、民生費県補助金、5万9,000円の増であります。こちらは物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業の事務費分の補助金でございます。

次に、農林水産業費県補助金、148万1,000円の減であります。中山間地域等直接支払補助金と農業次世代人材投資資金につきましては、実績見込みによる減でございます。情報収集等業務効率化支援事業補助金につきましては、先ほどの国庫から県費に移行した分でございます。

次に、災害復旧費県補助金で148万8,000円の増であります。こちらは農地災の県費分の補助金の増の部分でございます。

次に、県委託金、総務費県委託金で1万9,000円の増であります。住宅・土地統計調査委託金の増となっております。

次に、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で5,000万円の増であります。今回、歳入歳出のバランスを見たところ、歳入のほうが足りないということで財政調整基金の取崩しをお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

諸収入、雑入、雑入で2,977万2,000円の減であります。まず、市町村職員共済組合助成金で42万8,000円の増でございます。こちらは、会計年度任用職員が9月までは社会保険で

ありましたが、制度改正によりまして共済組合に加入となったことから対象者が増えたということで助成金の増額をするものでございます。次に、雑入で3,020万円の減でございます。移設補償金でございますが、銀山川の河川工事に伴う温泉管の移設工事でございますが、県で施工することになったということで減額しております。次の地域脱炭素実現に向けた再エネ計画づくり支援事業補助金520万円の減につきましては、今年度の見込みとしまして実施できないということで補助金を減額しております。

次に、町債、町債、土木債、970万円の減でございますが、辺地債で440万円、過疎債で530万円、いずれも工事竣工による金額の確定、また、見込みによる減となっております。

次のページに行きまして、歳出でございます。

議会費、議会費、議会費で5万2,000円の増につきましては、職員手当分でございますが、寒冷地手当の所要増となっております。

次に、総務費、総務管理費、一般管理費で54万9,000円の増であります。委託料の部分でございますが、会計年度任用職員が社会保険から共済のほうに変わったということで、対象職員の増による委託料の増となっております。

次に、企画費で690万9,000円の減でございます。報酬で17万5,000円の増、共済費で7,000円の増につきましては、会計年度任用職員の報酬、社会保険料の所要増となっております。報償費3万円につきましては、歴まちの地区座談会時の謝礼代ということでございます。旅費、12万1,000円については、所要減でございます。委託料で700万円の減でございますが、柳津町再生可能エネルギー導入ビジョン策定業務委託料の減ということで、今後の見込みによる減でございます。

支所及出張所費で69万2,000円の増でございますが、需用費の光熱水費ということで、ゆきげ館の電気料金の値上げ分でございます。

庁舎管理費で271万円の増でございますが、需用費で260万円、こちらにつきましては役場庁舎の電気料金の値上げ分でございます。委託料で3万5,000円の増でございますが、現在、非常用電源設備工事を実施しておりますが、工事の完了に伴いまして電気工作物の委託料が増額となるということで補正をお願いするものでございます。次のページに行きまして、備品購入費で7万5,000円でございますが、教育委員会にあります冷蔵庫が壊れて使用できないということで購入をお願いするものでございます。

次に、総務費、徴税費、賦課徴収費で30万9,000円の増であります。共済費で9万8,000円の増につきましては、会計年度任用職員の社会保険料の所要増。委託料で21万1,000円の増

につきましては、土地台帳及公図修正委託料の増ということで、例年よりも土地の異動が多いということで不足分につきまして増額をお願いするものでございます。

次に、総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で92万5,000円の増であります。職員手当等で56万8,000円の増であります。休日などのマイナンバー申請受付対応分ということで超過勤務手当の増額分でございます。需用費、2万5,000円の増につきましては、マイナンバーの申請受付に係る消耗品代でございます。委託料、27万9,000円の増でございますが、郵便局でも申請受付ができるようにするための委託料ということでございます。備品購入費、5万3,000円につきましては、マイナンバー申請等に係る備品購入費となっております。

次のページに行きまして、統計調査費、統計調査費で2万6,000円の増であります。1節の報酬から11節の役務費まで、来年実施の住宅・土地統計調査につきまして今年度に係る経費について補正をお願いするものでございます。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で771万6,000円の減でございます。職員手当につきましては、職員の寒冷地手当の所要増でございます。需用費の8,000円、役務費の7万2,000円の増につきましては、県の補助であります物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業に係る事務費分としまして計上させていただいております。委託料、185万2,000円の減でございますが、住民税非課税世帯等に対する特別給付金の委託料の確定によります減でございます。負担金補助及び交付金で133万円の増でございますが、社会福祉施設等物価高騰対策事業補助金ということで、社会福祉施設に対する光熱費の補助分でございます。扶助費、730万円の減でございますが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の実績見込みによる減となっております。

次のページをお願いいたします。

福祉灯油扶助ということで300万円でございますが、住民税非課税世帯で65歳以上の高齢者世帯などに対して支給するものでございます。繰出金で2万6,000円の減でございますが、国保の事業勘定への繰出金となっております。

次に、老人福祉費でございます。2,373万7,000円の減でございます。まず、需用費、修繕費につきましては、のぞみの居室でございますが、シロアリの被害があるということでその修繕費用となっております。工事請負費で2,500万円の減でございますが、歳入のほうでも申し上げました銀山川の温泉管の移設工事に係る分でございますが、県で施工するというところで全額減額しているものでございます。繰出金で92万2,000円の増でございますが、介護保

除特別会計への繰出金でございます。

障害者福祉費で11万6,000円の増であります。令和3年度の重度心身障害者医療費の確定による償還金となっております。

次に、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費で6万7,000円の増であります。こちらはチャイルドシート補助金であります。見込みによる増となっております。

次に、柳津保育所運営費で415万3,000円の増であります。職員手当等ということで2万4,000円の増であります。職員の寒冷地手当の所要見込み増でございます。需用費でございますが、修繕費につきましては保育所で現在、使用している椅子の座面、テーブル等にささくれがあるということで、その修繕費用となっております。光熱水費につきましては、柳津保育所の電気料金のアップ分でございます。使用料及び賃借料、10万3,000円の増でございますが、保育所で使用しているスチームコンベクションオーブンが故障したということで、今年度、購入しないでリースにより使用していきたいということでございます。次のページに行きまして、工事請負費でございますが283万8,000円の増でございます。こちらは柳津保育所の屋根改修工事費の所要増でございます。

次に、西山保育所運営費で15万2,000円の増であります。共済費につきましては、会計年度任用職員の社会保険料の増でございます。需用費、11万2,000円の増につきましては、西山保育所の電気料金の値上げ分でございます。備品購入費、2万5,000円につきましては、西山保育所の掃除機が壊れたということで、新たに購入をお願いするものです。

次に、児童措置費、1,714万円の増であります。需用費と役務費につきましては、物価高騰対応子育て世帯緊急支援給付金に係る事務費分でございます。扶助費で1,700万円ということで、こちらが、物価高騰により児童のいる世帯の生活を支援し負担軽減と生活の安定を確保するために、国からの交付金を活用して中学生以下の子供1人当たりに対して5万円を支給するものでございます。償還金利子及び割引料、5,000円の増であります。令和3年度の児童手当の実績確定による償還金でございます。

学童保育費で4万6,000円の増につきましては、会計年度任用職員の社会保険料の所要増となっております。

母子福祉費、110万円の増でございますが、子育て応援金の見込み増によるものでございます。

次のページに行きまして、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で5万1,000円の増であります。こちらは職員の寒冷地手当の所要増でございます。

次に、予防費、621万円の増であります。共済費につきましては会計年度任用職員の社会保険料の所要増、需用費45万3,000円の増でございますが、抗原検査キットの購入代金ということで、町民の方へ無償配布したいということでございます。償還金利子及び割引料、575万4,000円の増であります。令和3年度のコロナワクチン接種体制確保事業の実績によります償還金となっております。

次に、環境衛生費、351万7,000円の増につきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金となっております。

次に、清掃費、塵芥処理費で25万1,000円の増でございます。燃料費でございますが、燃料の高騰によります所要増ということでございます。

次に、農林水産業費、農業費、農業委員会費で12万4,000円の増でございますが、職員手当ということで職員の超過勤務手当の所要増でございます。

次のページに行きまして、農業費、農業振興費で395万3,000円の減でございます。職員手当で3万円の増につきましては、職員の超過勤務手当の所要増ということでございます。負担金補助及び交付金で398万3,000円の減でございますが、農産物病虫害防除対策事業補助金につきましては見込みによる減、農業次世代人材投資資金と未来の農業を担う若者応援給付金の減につきましては、事業費の確定による減となっております。

次に、農地費で308万6,000円の増であります。委託料で40万1,000円の増。公有財産購入費で268万5,000円の増につきましては、湯ノ沢トンネルの管理用道路の整備に伴う委託料と公有財産購入費の増ということでございます。

次に、地域農政特別対策事業費で10万円の減につきましては、水田農業支援事業補助金の見込みによる減ということであります。

次に、農村総合整備費で142万2,000円の増であります。農業集落排水事業特別会計と簡易排水事業特別会計への繰出金となっております。

次に、国土調査費で3万4,000円の増につきましては、会計年度任用職員の社会保険料の所要増となっております。

次に、中山間地域等直接支払事業費で8万円の増であります。職員手当につきましては職員の超過勤務手当の所要増を見込んでおります。負担金補助及び交付金で9万円の減につきましては、実績見込みによる集落補助金の減ということでございます。

次のページをお願いいたします。

林業費でございます。林業振興費で10万6,000円の減であります。職員手当につきまして



は、職員の寒冷地手当の所要増。需用費の5万8,000円、使用料及び賃借料の4万2,000円につきましては、森林環境交付金事業のそれぞれ所要増となっております。積立金で10万円の減ということで、需用費と使用料で増額になった分、積立金のほうを減額しております。繰出金で5万4,000円の増につきましては、林業集落排水事業特別会計への繰出金となっております。

次に、商工費、商工費、商工振興費で100万円の増であります。起業者支援事業補助金の所要見込みによる増でございます。

観光費で192万8,000円の増であります。職員手当、30万円につきましては、職員の超過勤務手当の所要増ということでもあります。需用費で27万8,000円の増につきましては、急速充電器と観光案内所の電気料金の値上げに係る分でございます。使用料及び賃借料で37万円の増でございますが、テレビ局の中テレ祭りのほうに参加したいということで、出展ブースの使用料となっております。負担金補助及び交付金で65万円の増につきましては、柳津観光協会への補助金の増額でございますが、元朝詣りの際の1月2日分につきましてシャトルバスの運行をしたいということでございます。次のページに行きまして、繰出金であります。33万円の増につきましてはスキー場特別会計への繰出金となっております。

次に、土木費、土木管理費、防雪サブセンター管理費で19万円の増につきましては、修繕費でございます。サブセンターの暖房機の修繕代となっております。

次に、道路橋梁費、道路維持費で571万9,000円の増であります。まず、需用費で561万6,000円の増につきましては、消耗品につきましては庁車ダブルキャブのスタッドレスタイヤ代となっております。修繕費につきましては、主に除雪機械のメンテナンス費用の増額をお願いするものでございます。役務費から使用料及び賃借料までにつきましては、消雪の電柱共架に係る経費となっております。

次のページをお願いいたします。

道路橋梁費、道路新設改良費で879万4,000円の減でございます。職員手当につきましては、職員の超過勤務手当の所要見込み増となっております。委託料で379万4,000円の減につきましては、道路ストック総点検委託料の実績見込みによる減となっております。工事請負費、558万9,000円の減であります。まず、施設改修工事は橋梁の工事完了による減となっております。道路改良工事ではありますが、町道八坂野大野線の改良工事で400万円の減、また、町道竜蔵庵上村線の改良工事で400万円の増ということで、プラスマイナスゼロということでございます。

次に、土木費、河川費、河川総務費で2,000円の増につきましては、砂防協会負担金の確定による増でございます。

次に、土木費、都市計画費、下水道費で111万1,000円の増につきましては、下水道事業特別会計への繰出金となっております。

次のページに行きまして、住宅費、公営住宅管理費で61万5,000円の減でございます。こちらは、委託料の部分でございますが、柳ヶ丘の外壁改修工事の設計委託料完了による減となっております。

次に、教育費、教育総務費、事務局費で270万6,000円の増であります。職員手当で1万4,000円の増につきましては、寒冷地手当の所要増。共済費、6,000円の増につきましては、社会保険料の所要増ということでございます。需用費の3万円と役務費の7,000円、扶助費の400万円につきましては、物価の高騰によりまして高校生のある世帯の生活を支援し負担軽減と生活の安定を確保するため、国の交付金を活用しまして高校生1人当たり5万円を給付するものでございます。備品購入費、135万1,000円の減につきましては、バス購入費の事業費確定による減となっております。

次のページをお願いいたします。

小学校費、柳津小学校費で147万4,000円の増でございます。共済費につきましては、会計年度任用職員の社会保険料の所要増であります。需用費、160万円の増につきましては、柳津小学校の電気料金の値上げに係る分でございます。工事請負費で13万2,000円の減につきましては、施設改修工事の完了による減であります。

次に、西山小学校管理費で115万7,000円の増であります。需用費で130万円の増につきましては、西山小学校の電気料金の値上げ分でございます。工事請負費で14万3,000円の減につきましては、施設の改修工事完了による減となっております。

次に、中学校費、会津柳津学園中学校管理費で47万9,000円の増ですが、需用費で60万円の増につきましては、中学校の電気料金の値上げ分でございます。工事請負費で12万1,000円の減につきましては、施設改良工事の完了による減となっております。

次のページに行きまして、社会教育費でございます。社会教育総務費で9万円の増につきましては、会計年度任用職員の社会保険料の所要増であります。

公民館費で7万1,000円の増ですが、町史編さんに当たりまして必要なソフトの購入経費ということでございます。

次に、文化財管理費で8万1,000円の増であります。修繕費でございますが、銀山煙突近

くの土砂が吸い出しを受けましてその修繕費用となっております。

活性化施設管理費で101万1,000円の増であります。需用費でございますが、ふれあい館の燃料代、灯油代ということで46万1,000円の増、光熱水費につきましては、電気料金の値上げ分でございます。

美術館管理費で117万9,000円の増でございますが、美術館とアトリエ館の電気料金の値上げ分でございます。

美術館事業費で396万9,000円の減であります。まず、委託料につきまして124万9,000円の減でございますが、斎藤清作品を借用しておりましたが、その契約期間の延長に伴いまして作品の輸送業務委託料が減ったものでございます。次に、備品購入費で272万円の減でございますが、9月の補正で300万円を補正しまして、当初予算で50万円を持っておりまして、350万円の予算でありましたが、今回、78万円相当の作品を購入したいということで、残額分を減額するものでございます。

次に、保健体育費の学校給食費で201万1,000円の増でございます。需用費で271万6,000円の増でございますが、修繕費につきましては、給食センターのガス用暖房熱源機が不完全燃焼を起こしているということで、その修繕費用でございます。光熱水費につきましては、給食センターの電気料金の値上げ分でございます。工事請負費で16万5,000円の減でございますが、空調設備設置工事の完了による減となっております。

次のページをお願いいたします。

保健体育費で、運動公園管理費、322万3,000円の減であります。旅費で6万8,000円の減につきましては、所要減となっております。需用費で58万8,000円の増でございますが、B & Gの電気料金の値上げ分でございます。委託料、381万3,000円の減につきましては、艇庫改修委託料の減ということで、方向性が決まらないということで落としております。備品購入費、7万円の増につきましては、武道館の暖房機の故障ということで、石油ファンヒーターを購入したいということでございます。

次に、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、現年農地等災害復旧費、430万2,000円の増でございますが、委託料で112万6,000円の増、工事請負費で317万6,000円の増につきましては、8月の豪雨によります農地災害に要する経費となっております。

次に、公共土木施設災害復旧費で現年公共土木災害復旧費、633万2,000円の増でございますが、職員手当、20万1,000円の増ということで超過勤務手当の所要増を見込んでおります。次のページに行きまして、公有財産購入費で300万円の増、補償補填及び賠償金で313万

1,000円の増につきましては、四ツ谷地内の土砂災害に係る用地買収費、また、立木の補償等に係る経費でございます。

次に、町単独災害復旧費の土木施設災害復旧費で260万6,000円の増でございますが、こちらは、9月の補正で予算をいただいたものでございますが、見込みよりも工事費が増額となるということで補正をお願いするものでございます。

公債費、公債費、元金ということで、こちらは財源補正となっております。

次のページに行きまして、予備費で825万6,000円を増額するものでございます。

34ページをお願いいたします。

議案第79号令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

第1条では、まず、事業勘定では歳入歳出それぞれ2万円を減額し、それぞれ4億8,349万1,000円とするものでございます。また、施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ44万円を追加し、それぞれ6,515万1,000円とするものでございます。

39ページをお願いいたします。

歳入になります。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金で6,000円の増であります。特別交付金の所要増ということになります。

次に、繰入金、繰入金、一般会計繰入金、2万6,000円の減でございますが、人件費等の繰入金の減となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、負担金で16万5,000円の増であります。国保連合会の負担金の増であります。国保事業報告システムの改修に伴います負担金の増となっております。

次に、運営協議会費、運営協議会費で2万6,000円の減につきましては、8節の旅費から使用料及び賃借料まで、会長の会議欠席に伴う減となっております。

次に、保健事業費、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費で6,000円の増であります。会計年度任用職員の社会保険料の所要増であります。

次のページに行きまして、諸支出金、償還金利子及び還付加算金、償還金で38万2,000円の増であります。こちらは、令和3年度分の国民健康保険保険者努力支援交付金の確定に伴う返還金となっております。

予備費で54万7,000円を減額するものでございます。

48ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入になります。

諸収入、雑入、雑入で24万円の増であります。両沼地方新型コロナウイルスワクチン接種体制支援協力金の増額の補正をお願いするものでございます。

次に、県支出金、県補助金、診療施設県補助金で20万円の増であります。こちらも新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進支援事業補助金の増額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、施設管理費、一般管理費で66万4,000円の増であります。需用費の部分でございます。修繕費につきましては、診療所の漏水の修繕経費でございます。燃料費と光熱水費につきましては、それぞれ灯油代、電気料金の値上げ分に係る増額となっております。

内科研究費で8万円の減でございますが、旅費で6万8,000円の減、需用費で1万2,000円の減につきましては、医師の全国国保地域医療学会の欠席による減となっております。

予備費で14万4,000円を減額するものでございます。

次のページに行きまして、議案第80号令和4年度柳津町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ486万5,000円を追加し、5億9,969万9,000円とするものでございます。

55ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料で28万4,000円の増であります。現年度分特別徴収保険料で82万1,000円の減、普通徴収保険料で110万5,000円の増ということで、収入見込みによる減と増となっております。

次に、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で61万2,000円の増であります。介護給付費負担金の収入見込みによる増でございます。

次に、国庫補助金の調整交付金で42万1,000円の増、それから、地域支援事業交付金で45万8,000円の増につきましては、それぞれ収入見込みによる増となっております。

次のページをお願いいたします。

支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金で85万8,000円の増、それから、地域支援事業交付金で64万1,000円の増につきましても、収入見込みによる増となっております。

す。

次に、県支出金、県負担金、介護給付費負担金で38万3,000円の増であります。こちらにも収入見込みによる増ということでございます。

次に、県補助金、地域支援事業交付金、28万6,000円の増につきましても、収入見込みによる増でございます。

次のページに行きまして、繰入金、一般会計繰入金でございます。介護給付費繰入金で38万3,000円の増、その他一般会計繰入金で25万3,000円の増、地域支援事業繰入金で28万6,000円の増ということで、こちらにも収入見込みによる増となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で25万3,000円の増であります。共済費につきましては、会計年度任用職員の社会保険料の所要増ということであります。委託料、20万2,000円の増につきましては、第9期介護保険計画に向けた調査の委託料ということでございます。

次に、保険給付費、介護サービス等諸費、特例居宅介護サービス給付費で296万9,000円の増であります。サービス給付費の所要見込み増によるものでございます。

次に、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス費で9万3,000円の増につきましても、サービス費の所要見込み増によるものでございます。

次のページに行きまして、地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。介護予防・生活支援サービス事業費で147万6,000円の増、その下の介護予防ケアマネジメント事業費、79万3,000円の増につきましては、いずれも所要見込みによる増となっております。

次に、地域支援事業費でその他諸費、審査支払手数料、1万8,000円の増につきましても、手数料の所要増ということでございます。

予備費で73万7,000円を減額しております。

62ページをお願いいたします。

議案第81号令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ384万5,000円を追加し、それぞれ2億4,349万6,000円とするものでございます。

67ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で351万7,000円の増であります、一般会計からの繰入金となっております。

諸収入、雑入、雑入で32万8,000円の増であります、令和3年度分の確定によります消費税の還付金となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。

簡易水道事業費、簡易水道事業費、簡易水道事業費で384万5,000円の増であります。まず、需用費で370万円の増でございますが、修繕費につきましては緊急対応分であります。光熱水費ということで電気料金の値上げ分でございます。役務費、20万円につきましては、中野配水池の周辺で倒木があったということで、その作業料となっております。使用料及び賃借料、1万7,000円につきましては、水道監視システムのウイルスソフトライセンス更新代となっております。償還金利子及び割引料で2万8,000円の増につきましては、水道代の過誤納還付金となっております。公課費で10万円の減であります、令和3年度分の確定による消費税の減を見ております。

次のページをお願いいたします。

議案第82号令和4年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ33万円を追加し、それぞれ433万円とするものでございます。

74ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で33万円の増であります、一般会計からの繰入金の増となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。

スキー場事業費、スキー場事業費、スキー場事業費で33万円の増であります。需用費であります、電気料金の値上げに伴う増額補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第83号令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ107万7,000円を追加し、それぞれ1億14万8,000円とするものでございます。

81ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で107万7,000円の増であります。一般会計からの繰入金の増でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出で、総務費、総務管理費、施設管理費で107万7,000円の増であります。電気料金の値上げに伴う増額補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第84号令和4年度柳津町下水道事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ111万1,000円を追加し、8,831万7,000円とするものでございます。

88ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で111万1,000円の増ということで、一般会計からの繰入金の増でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、総務費、総務管理費、施設管理費で111万1,000円の増ということで、こちらも電気料金の値上げに伴う補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第85号令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ34万5,000円を追加し、577万3,000円とするものでございます。

95ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で34万5,000円の増ということで、一般会計からの繰入金となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出で、総務費、総務管理費、施設管理費で34万5,000円の増であります。まず、修繕費につきましては、麻生浄化センターの計量ポンプの故障ということで、その修繕経費となっております。それから、光熱水費ということで電気料金の値上げ分の補正をお願いするも



のでございます。

次のページに行きまして、議案第86号令和4年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、519万9,000円とするものでございます。

102ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で5万4,000円の増でございます。一般会計からの繰入金となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございますが、総務費、総務管理費、施設管理費で5万4,000円の増であります。こちらで電気料金の値上げに伴う増額補正をお願いするものであります。

以上であります。

よろしくをお願いいたします。

#### ○議長

これより質疑を許します。

7番、伊藤昭一君。

#### ○7番

3点ほどお聞きしますけれども、まずは14ページであります。14ページの社会福祉総務費、一番下、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、1,030万円を減額。これに関連するものであれば、9ページの歳入のほうでは、民生費国庫補助金が住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業費補助金ということで1,215万2,000円の減、マイナス。これは実績見込みによる減という説明でございましたが、私は、新しいところで今、会津若松市の事件がございますので、あえてここで確認の意味で伺っておきたいと思っておりますけれども、住民税非課税世帯というのは、既に町民課では存じ上げているものと。なぜこんなに一千万円もの金額が減ったりしてくるのかと。これについて何でこういう相違が出てきたのか、これを伺いたいと。

それから、次に24ページでございますけれども、美術品の購入費ということでございますけれども、前回、残念ながら悲しくも落札に至らなかったという経過がございますけれども、その代わりということなんですけれども、78万円の美術品を新たに購入しましたと。78万円

の美術品というのは、どのような作品なのか。ここでやはり説明いただかないと、本当に斎藤清先生の作品で、今まで埋もれていたものを発掘して78万円で購入したと。その内容、風景はどういったものなのかということまで踏まえて、まず、これをお聞きしたいということです。

その次に、最後に25ページになりますけれども、運動公園管理費の委託料であります、381万3,000円、簡単に艇庫改修の見通しが立たないと。それで減額したということですが、なんでなのかと。なんでこういうことが簡単に出てくるのか。艇庫については、ずっと前から議会のほうにも報告し、議会の意見も聞きながら、どのような方向に向かってやってきていて、今、こういうふうにしたいということを目の前にして、この381万3,000円、急に飛ばしてマイナスにしているということの経過について、この3点をお聞きします。

以上。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

まず、14ページの扶助費、1,030万円の減の件でございますが、予算を取った金額と何でこのような相違があるのかということでございますが、ある程度、予算を取るときには多めに取っているというのが現状でございます。今回、非課税世帯と家計急変世帯というものも対象になるということで多めに取っております、当初予算では、1世帯10万円ありますので、150世帯、1,500万円取っておりますが、実績としまして47世帯ということで、その差の世帯分を減額している状況でございます。

歳入のほうで1,215万2,000円の減ということでございますが、この扶助費の1,030万円の減と委託料の185万2,000円の減で歳入と同じ金額を減額しているという状況でございます。

以上であります。

○議長

教育課長。

○教育課長

それでは、24ページの美術館事業の美術品購入費でどのような作品を購入するのかということでありましたが、1957年の作品でフレンチ・クウォーター ニューオリンズという作品を78万円の予算をいただいてこれから購入したく考えております。初期の作品は手に入り

くいので、今、出てきたので購入したく予算化するものです。

よろしく願いいたします。

○議長

公民館長。

○公民館長

それでは、お答えいたします。

艇庫の改修に向けましては、今年度、町が提出いたしました先進的海洋センター事業が採択にならなかったことを受けまして、昨年度、教育委員会で策定いたしました艇庫改修の基本計画、こちらの中身ですけれども、海洋性スポーツの機能に多様な機能を加えたものであります。この基本計画にのっとった形で実施していきたいということで、関係各課と協議を進めてまいりました。

しかしながら、道の駅周辺のランドデザイン、あるいは、あのエリアの各施設の役割分担が現時点でまだ明確になり切っていないという点、あるいは、他課におきまして今年度からアウトドアのランドデザインの基本構想の業務委託が進められておりまして、策定後の計画と艇庫の施設、あるいは、運用面での整合性を図る必要性が出てきたことがございます。

加えまして、今現在、歴まち計画の策定、あるいは、認定に向けた作業が進められておりますが、将来的な景観条例設置なども見据えますと、建物の新築、あるいは改築にかかわらず、様々なガイドラインの部分で艇庫の外観につきましても、色彩や形状で再検討が必要になってくるのではないかとこのことを踏まえまして、来年度以降に本艇庫の改修事業を延期したいということで今回、減額を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

では、まず最初の総務課長の説明で、これは致し方ないというところもあるでしょうから、それ以上は申し上げることはありませんけれども、こういう事務の中で、国としては、そうですか、一千万違っていましたか、ああ、いや、それは仕方ないですねという形で済ましているとするならば、全国でこれほどの事件は起きていないのではないかと思いますので、あえて、国から何ら叱責もなかったと。国のほう、県のほうもすれば、それで結構ですよという形で済まされてきているのかどうかというのをまず、これを確認したいと。

それから、次の艇庫に関連するものでは、私が申し上げたいのは、一般質問、それから、昨日の全員協議会の中等々で執行部の答弁等を踏まえてみると、どうも道の駅近辺、周辺についての開発が、歴まちの関連するものとか、国定公園に関連しているものとか、ビジターセンターに関連しているものということで、先が見えないので全く進めませんと、こういう言い方なんですよ、要は。だから、それは執行部の言い分であって、町民の皆さんは、何をそんなにぐずぐずしてんのと。何でぱっぱと決めながら、ここはこういうようにします、ここはこういうことですよということを、少し青写真でも見せていただけるような、そういう対応をしていかないと、何やってんでしょうかという、やはりそういうふうになってしまいます。だから、決まりませんでした、分かりませんです、いや、これから計画を立てます、そういう段階ではもうないのではないかと思いますので、この件については、やはり町長から回答をいただくというようなことでお願いしたいと。

それから、総務課長には最初の件を確認します。

○議長

総務課長。

○総務課長

国や県のほうから指摘がないのかというようなことかと思えますけれども、家計急変世帯の分が見込めないということで、その辺は国や県のほうでも分かっておりまして、ある程度の残額分については仕方がないということで聞いておりますので、このような減額となってしまうということでございます。

以上であります。

○議長

町長。

○町長

総合的な計画につきましては、様々な情報であったり、意見であったり、考えというものを全て、できた段階で全て総合的に最終的に考えていきたいと。一部こういったことにしますと、では、やりましょうと言った後に、やった後に、これもあればよかったなとか、これは余分だったなということがないように、ぜひやりたいと。そして、青写真でも1回出してしまうと、やはり町民の皆さん、それでもってするんだと。いろんな考えが先行してしまうといろいろと後々問題が出てくるということで、一応、目安としては、今年度中にある程度、そういった情報を全て集約して来年度には形づけをしていきたいと、そんなふうに思ってい

ます。

○議長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第78号「令和4年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第79号「令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第80号「令和4年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第81号「令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第 8 2 号「令和 4 年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第 8 3 号「令和 4 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第 8 4 号「令和 4 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第 8 5 号「令和 4 年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第 8 6 号「令和 4 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を11時30分といたします。(午前11時18分)

○議長

議事を再開いたします。(午前11時30分)



○議長

日程第14、議員提出議案第5号「新設されるデジタル交付金及びマイナンバーカードのより良い活用に向けた見直しを求める意見書について」を議題といたします。

提案者に趣旨説明を求めます。

10番、田崎信二君。

○10番（登壇）

議員提出議案第5号「新設されるデジタル交付金及びマイナンバーカードのより良い活用に向けた見直しを求める意見書」について趣旨説明をいたします。

国では、マイナンバーカードの普及促進に向けた様々な施策を講じている中、マイナンバーカードの交付率をもって地方交付税の算定に反映させるとの方針を打ち出し、また、新たなデジタル交付金の創設の検討も進めているようであります。

カードの普及が進めば交付税の配分が手厚くなるという仕組みや、新たなデジタル交付金ではデジタルを活用し観光や農業の振興、医療や教育等への取組が交付対象となるようですが、高齢化、過疎化の進んでいる地方の町村には不相応の内容であります。また、マイナンバーカードの申請率が53.9%以上でなければ申請の対象にもなりません。

2024年には現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に切り替えるとの発表がありました。現在のカードの普及率は、国民の約半数にとどまっております。国民の多くは、国が集めた個人情報がどのように使われ、個人情報の漏えいは大丈夫なのか、利便性以上に不安を抱えております。カードの普及が進まず、マイナ保険証に切り替える施策も未完全な状況において、国においてはあまりに一方的で性急すぎる政策でもあります。

国民の声に耳を傾け、丁寧な説明をし、不安、懸念、疑問を解決し、整理された政策とす

るよう柳津町議会として強く要望し、意見書を提出するものであります。

なお、この決議は、内閣総理大臣、デジタル大臣に提出するものであります。

以上です。

○議長

お諮りいたします。

議員提出議案第5号「新設されるデジタル交付金及びマイナンバーカードのより良い活用に向けた見直しを求める意見書について」は、ただいまの説明のとおりですので、質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、追加日程第1、議案第87号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、追加日程第2、議案第88号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、追加日程第3、議案第89号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、追加日程第4、議案第90号「令和4年度柳津町一般会計補正予算」、追加日程第5、議案第91号「令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」、追加日程第6、議案第92号「令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」、追加日程第7、議案第93号「令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」、追加日程第8、議案第94号「工事請負契約の変更について」を追加し、議題としたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇



○議長

追加日程第1、議案第87号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第87号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、議員に支給する期末手当の額を改正することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第87号柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、福島県人事委員会勧告に基づきまして令和5年度からの期末手当の率を改正するものでございます。

まず、第5条第2項中とありますのは、期末手当の率でありまして、「100分の157.5」から100分の2.5、率を上げまして「100分の160」に改めるものでございます。

次に、附則に次の1項を加えるとありますのは、令和4年12月に支給する期末手当の率を「100分の160」から今回に限り「100分の162.5」とするものでございます。

次に、附則の第1条では、施行期日等について定めたものでございます。施行期日としましては、公布の日から施行するものでございますが、今回改正する第5条第2項の改正につきましては、令和5年4月1日から施行する内容となっております。

第2条では、今回、附則に1項を加えました内容につきましては、令和4年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3条では、12月に支給した期末手当につきましては、本来、期末手当として支給すべき金額の内払いとしてみなすという形でありますので、今後、差額分を支給していくという内容でございます。

以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第87号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第2、議案第88号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第88号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、町長等に支給する期末手当の額を改正することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第88号町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、福島県人事委員会勧告に基づきまして令和5年度からの期末手当の率を改正するものでございます。

まず、第3条第2項中とありますのは、期末手当の率でありまして、「100分の157.5」から100分の2.5、率を上げまして「100分の160」に改めるものでございます。

次に、附則に次の1項を加えるとありますのは、令和4年12月に支給する期末手当の率を「100分の160」から今回に限り「100分の162.5」とするものでございます。

次に、附則の第1条では、施行期日等について定めたものでございます。施行期日としましては、公布の日から施行するものでございますが、今回改正する第3条第2項の改正につきましては、令和5年4月1日から施行する内容となっております。

第2条では、今回、附則に1項を加えました内容につきましては、令和4年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3条では、12月に支給した期末手当につきましては、本来、期末手当として支給すべき金額の内払いとしてみなすという形でありますので、今後、差額分を支給していくという内容でございます。

以上であります。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第88号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を原

案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第3、議案第89号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第89号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、国家公務員及び福島県職員の給与改定等を踏まえ職員に支給する給与等の額を改正することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第89号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、福島県人事委員会勧告に基づきまして、燃料の高騰による職員の通勤手当の改正及び宿日直手当の改正、期末・勤勉手当の改正、給料表の改正となっております。

まず、第12条第2項第2号中「6万700円」を「6万7,900円」に改めるとありますのは、通勤手当の限度額を改正するものでございます。

次に、第20条第1項中「5,400円」を「5,500円」に改めるとありますのは、宿日直手当の額を改正するものでございます。

次に、第21条第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改めるとあるのは、職員の期末手当の率の改正で、次の同条第3項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の65」を「100分の67.5」に改めるとあるのは、再任用職員の期末手当の率を改めるものでございます。

次に、第22条第2項第1号中「100分の95」を「100分の97.5」に改めるとあるのは、勤勉手当の率を改めるものでございます。

次に、別表第1を別紙のように改めるとありますのは、行政職の給料表を8ページから10ページのように改正するものでございます。

なお、給料表につきましては、18歳から40歳くらいまでの職員に係る給料月額が200円から4,000円の幅で改定となるものでございます。

次に、附則の第1条では、施行期日について定めたものでございます。施行期日としましては、公布の日から施行するものでございますが、1号では、宿日直手当及び給料表の改正規定については令和4年4月1日に遡って適用する内容となっております。

次に、2号では、通勤手当、期末・勤勉手当の改正規定については令和5年4月1日から適用する内容でございます。

次に、第2条では、これまで支給した給料、宿日直手当、期末・勤勉手当については、本来支給すべき金額の内払いとしてみなすという形でありまして、今後、差額分を支給していくという内容でございます。

次に、第3条では、令和4年12月に支給する期末手当につきまして特例措置を実施するものでございます。内容としましては、令和4年12月1日現在、在職する職員については期末手当の率を「100分の117.5」から「100分の122.5」に、また、再任用職員については「100分の65」から「100分の70」に改めて支給するものでございます。

7ページをお願いいたします。

次に、第4条では、令和4年12月に支給する勤勉手当につきまして特例措置を実施するものでございます。内容としましては、令和4年12月1日現在、在職する職員については、勤勉手当の率を「100分の95」から「100分の100」に改めて支給するものでございます。

次に、第5条では、この条例の施行に関し必要な事項について規則で定める内容となっております。

以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

8番、荒明正一君。

○8番

今回の場合の改定で民間との差額はどのようになっておられますか。まだ変更する考え等にはないと思いますが、どのような状況になっているか伺います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

人事院勧告に基づきまして今回、改正をしているわけなんです、具体的に民間が幾らで公務員がどのくらいというのは手元に資料がございませんので、後ほど資料のほうでご提示していきたいと思っております。

以上であります。

○議長

いいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第89号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

追加日程第4、議案第90号「令和4年度柳津町一般会計補正予算」

追加日程第5、議案第91号「令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

追加日程第6、議案第92号「令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

追加日程第7、議案第93号「令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第90号「令和4年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳出予算の補正であります。

次に、議案第91号「令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定の歳入歳出予算の追加補正並びに施設勘定の歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第92号「令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第93号「令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

今回の補正予算につきましては、福島県人事委員会の勧告に基づきまして条例の改正をさせていただいたところでございますが、その改正によりまして不足する人件費につきまして補正をお願いするものでございます。

それでは、議案第90号令和4年度柳津町一般会計補正予算であります。

歳出予算の補正となります。

5ページをお願いいたします。

まず、歳出でございますが、大変申し訳ないんですけども、今回、人事委員会勧告による増額分についての節の説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

それでは、総務費、総務管理費、一般管理費で14万3,000円の増、企画費で2万5,000円の増となっております。

次に、徴税费、徴税総務費で3万2,000円の増。

次に、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で3万2,000円の増でございます。

次のページに行きまして、選挙費、選挙管理委員会費で1万3,000円の増。

次に、統計調査費、統計調査費で2万8,000円の増。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で6万9,000円の増であります。繰出金、4万6,000円については、国民健康保険特別会計への繰出金となっております。

国民年金費、1万9,000円の増。

次のページに行きまして、児童福祉費、柳津保育所運営費、14万円の増でございます。それと西山保育所、9,000円の増であります。一部、会計年度任用職員の給料の増となっております。

次に、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、16万8,000円の増であります。繰出金としまして国保施設勘定への繰出金、10万7,000円の増となっております。

次に、環境衛生費、2万6,000円につきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金となっております。

次に、農林水産業費、農業費、農業委員会費で2万3,000円の増。

農村総合整備費、3万円の増につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金とな



っております。

次のページに行きまして、農業費、中山間地域等直接支払事業費で3万5,000円の増。

次に、林業費であります。林業振興費で3万3,000円の増、林道費で2万8,000円の増となっております。

次に、商工費、商工費、商工振興費で8万8,000円の増、観光費で7万9,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費で5万2,000円の増、

住宅費、公営住宅管理費で1万1,000円の増。

教育費、教育総務費、事務局費で5万1,000円の増につきましては、会計年度任用職員の報酬で1万9,000円の増であります。

次のページに行きまして、小学校費、柳津小学校管理費で1万円の増、西山小学校管理費で9,000円の増ということで、会計年度任用職員の報酬の増となっております。

次に、教育費、中学校費、会津柳津学園中学校管理費で9,000円の増であります、こちらも会計年度任用職員の報酬の増でございます。

次に、社会教育費、社会教育総務費で7万2,000円の増であります。

次のページに行きまして、保健体育費、学校給食費、5万4,000円の増につきましては、会計年度任用職員の報酬の増となっております。

予備費で128万8,000円を減額しております。

18ページをお願いいたします。

議案第91号令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

第1条では、まず、事業勘定では歳入歳出それぞれ4万6,000円を追加し、4億8,353万7,000円とするものでございます。次に、施設勘定であります、歳入歳出それぞれ10万7,000円を追加し、6,525万8,000円とするものでございます。

23ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金、4万6,000円でございます。人件費等の繰入金となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。

総務費、総務管理費、一般管理費で4万6,000円の増となっております。

34ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入でございます。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で10万7,000円の増ではありますが、一般会計からの繰入金となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出ということで、総務費、施設管理費、一般管理費で10万7,000円の増でございます。

41ページをお願いいたします。

議案第92号令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ2万6,000円を追加し、2億4,352万2,000円とするものでございます。

46ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で2万6,000円の増。一般会計からの繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。

簡易水道事業費、簡易水道事業費、簡易水道事業費で2万6,000円の増でございます。

52ページをお願いいたします。

議案第93号令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ3万円を追加し、1億17万8,000円とするものでございます。

57ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金、3万円の増であります。一般会計からの繰入金となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。

総務費、総務管理費、施設管理費で3万円の増であります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第90号「令和4年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第91号「令和4年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第92号「令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第93号「令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

追加日程第8、議案第94号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第94号「工事請負契約の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町役場非常電源設備工事に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第94号工事請負契約の変更につきまして補足してご説明申し上げます。

令和4年6月10日議決同日契約の柳津町役場非常電源設備工事請負契約の事項中、下記のとおり変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

変更すべき事項としまして、契約金額 金4,081万円でございます。これにつきましては、工事内容に変更が生じたということで、主なものとしましては、駐車場の電源設備から役場庁舎内に引き込む配線ルートの変更に伴う増、ルートの変更に伴う足場の組立経費の増、また、4階のキューピクルの皆増で増額が生じたものでございます。

なお、当初の契約金額3,850万円に231万円を追加し、4,081万円とするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

6番、松村 亮君。

○6番

金額変更になった理由は今の説明で分かったんですが、主な理由としまして配線ルートの

変更が生じました、それに伴う足場の関係のプラス要素がありますよというところでございますが、ルートが変更になった原因は何なのかを伺いたいのと、それは依頼側、請負側、どちらの責任なのでしょうかというところを詳しくご説明いただきたいと思っております。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ただいまのご質問の件でございますが、当初、引込線については役場庁舎の2階の部分から建物に穴を空けて4階に持っていくルートで検討しておりましたが、その穴を空ける作業ができないということで、まず、構造の部分でございますが、2階からではなくて4階まで配線のルートを変更しましたので、こちらの建物の都合ということになるかと思っております。それで変更しまして、4階まで上げるのにどうしても足場を組まないと危険であるということで変更しております。

以上であります。

○議長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第94号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◇ ◇ ◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、令和4年第4回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、誠にご苦労さまでした。(午後0時04分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 齋藤正志

同 議員 田崎信二

同 議員 新井田順一

同 議員 伊藤純